

令和元年度（2019年度） 木造公共建築物の企画・設計支援事業公募要領

1 目的

市町村等が、道産木材を活用し、地域にふさわしい公共建築物を整備できるよう、一般社団法人北海道建築技術協会（以下「協会」という。）が企画・設計段階における技術支援を行うことで、公共建築物の木造化・木質化（注）を促進し、ひいては地域の林業・木材産業の活性化を図ります。

（注）本要領において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいいます。

2 支援対象者

道産木材を構造材や内装等に活用する公共建築物（以下「木造公共建築物」という。）の整備を促進するため、今年度に木造公共建築物の企画や基本設計に取り組む次の者を支援します。

なお、基本設計を終えた木造公共建築物については、支援の対象外とします。

（1）市町村

（2）「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」（平成22年政令第203号）第1条に規定されている次の施設を整備する者

- ①学校
- ②老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- ③病院又は診療所
- ④体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- ⑤図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- ⑥車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ⑦高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

3 採択要件

- （1）令和4年度（2022年度）までに着工する木造公共建築物であること。
- （2）道産木材の活用が見込まれること。
- （3）地域が連携して木造公共建築物の整備に取り組む体制を有すること、又は有する見込みであること。
- （4）延べ床面積が100㎡以上であること。（木質化の場合は対象施設の延べ床面積が100㎡以上）

4 採択件数

2件程度

5 事業内容

協会は、2の支援対象者が行う木造公共建築物の企画や基本設計段階の取組に対して、次の支援を実施します。（事業実施期間：令和元年（2019年）10月～令和2年（2020年）2月頃の予定）

(1) 技術相談窓口の設置

- ・支援対象者の担当者からの技術的な相談に対して、Eメール等により助言します。

(2) アドバイザーの派遣

- ・木造建築に精通したアドバイザーを、支援対象者が主催する検討会議等（地域の関係者が参加）に派遣し、技術的な課題や相談に対して助言します。（1支援対象者当たり2回程度）

6 応募書類

- ・応募申請書（別紙様式第1号）
- ・応募者及び木造公共建築物の概要（別紙様式第2号）
- ・位置図及び平面図等（作成している場合）
- ・企画構想書類（作成している場合）
- ・定款又は規約（市町村以外の場合）

7 募集期間

令和元年（2019年）9月10日（火）～9月27日（金）午後5時まで

8 応募書類の提出先及び提出方法

(1) 提出先

一般社団法人北海道建築技術協会
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル2階
E-mail: kokyo@hobea.or.jp

(2) 提出方法

Eメール又は郵送

9 選定

応募が多数の場合は協会では審査の上、支援対象者を決定し、選定結果を申請者に通知します。

10 注意事項

- (1) 支援対象として採択する者は、市町村を優先します。
- (2) 木造公共建築物は、不特定多数の利用や営利販売の有無は問いません。
- (3) 木造公共建築物の構造見学会又は竣工後に見学会を開催するなど、地域住民等に対して道産木材のPRに努めてください。
- (4) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、申請者にご負担いただきます。
- (5) 応募書類については、返却いたしません。
- (6) 応募書類は秘密保持に十分配慮し、本事業以外には無断で使用しません。
- (7) 本事業による技術支援内容は、道内で木造公共建築物の整備を促進するために活用されますので、公表に同意いただけない場合は、支援対象として採択することはできません。（個人情報等は非公表とします。）

11 問合せ先

一般社団法人北海道建築技術協会（担当：吉野、近藤）
TEL：011-251-2794/FAX：011-251-2800
E-mail: kokyo@hobea.or.jp